○海上保安庁告示第百六十五号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第八条第一項、第二十三条の二第二項及び第二十三条の四の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、観音埼船舶通航信号所に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第二十七号）の全部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年七月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条　この告示は、東京湾海上交通センター（以下「センター」という。）が運用する観音埼船舶通航信号所について周知するとともに、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号。以下「規則」という。）第八条第一項の規定による指示の方法、第二十三条の二第二項の規定による情報の提供の方法及び第二十三条の四の規定による勧告の方法を定めることで、センターが行う情報の提供、勧告及び指示の実効性を向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　巨大船等　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号。以下「法」という。）第二十二条各号に掲げる船舶をいう。

二　特定船舶　法第二十九条の二第一項に規定する特定船舶をいう。

三　準特定船舶　法別表に掲げる浦賀水道航路及び中ノ瀬航路をいう。

四　航路　法別表に掲げる浦賀水道航路及び中ノ瀬航路以外の船舶であって、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

（センターが運用する観音埼船舶通航信号所）

第三条　センターが運用する観音埼船舶通航信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　呼出名称　とうきょうマーチス

二　位置　神奈川県横須賀市（観音埼）（北緯三十五度十五分二十八秒東経百三十九度四十四分三十六秒）

三　業務開始年月日　昭和五十二年二月二十五日

（情報の提供）

第四条　前条の航路標識を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　ＭＦ無線電話、ファクシミリ、インターネット・ホームページ、船舶自動識別装置又は電話

二　内容

イ　ＭＦ無線電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合

(1)　航路における船舶の交通の制限の状況

(2)　洲埼灯台（北緯三十四度五十八分三十一秒東経百三十九度四十五分二十七秒）から剱埼灯台（北緯三十五度八分二十九秒東経百三十九度四十分三十七秒）まで引いた線以北の海域（以下「東京湾」という。）を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

(3)　巨大船（法第二条第二項第二号に規定する船舶をいう。）の航路入航予定時刻、船名、総トン数等

(4)　浦賀水道航路及びその出入口付近、中ノ瀬航路及びその出口付近、横須賀港第一号灯浮標付近、東京湾アクアライン風の塔の東側及び西側の海域、京葉シーバース付近並びに東京灯標付近における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況

(5)　東京湾及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

(6)　観音埼における風向、風速、気圧及び視程並びに風早埼（伊豆大島）、洲埼、剱埼、本牧及び東京十三号地における風向及び風速

(7)　東京湾における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

(8)　東京湾のうち法第一条第二項各号に掲げる海域以外の海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(9)　その他船舶の航行の安全上必要な事項

ロ　船舶自動識別装置による場合

(1)　イに掲げる事項（(3)及び(6)を除く。）

(2)　野島埼及び犬吠埼における風向、風速、気圧及び波高、石廊埼、観音埼及び塩屋埼における風向、風速及び気圧、八丈島における風向、風速及び波高並びに伊良湖岬、舞阪、御前埼、風早埼（伊豆大島）、洲埼、剱埼、本牧、東京十三号地、勝浦及び磯埼における風向及び風速

ハ　電話による場合　イ(1)及び(3)に掲げる事項

三　通信の冒頭に冠する通信符号　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ（船舶自動識別装置による場合に限る。）

2　前条の航路標識を運用することにより船舶を特定して行われる情報の提供の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　ＶＨＦ無線電話又は船舶自動識別装置

二　内容

イ　ＶＨＦ無線電話による場合

(1)　東京湾のうち、観音埼船舶通航信号所以南であって同信号所から十一海里以内の海域及び同信号所以北の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する規則第二十三条の二第三項各号に掲げる事項に準ずる事項

(2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第二十九条の二第一項の規定により提供されるものを除く。）

(3)　船舶の航行の安全上必要な事項（特定船舶及び準特定船舶を除く。）からの依頼に基づく当該船舶自動識別装置による場合　茨城県、千葉県、東京都（特別区の存する区域及び大島支庁の所管区域のうち大島町に限る。）、神奈川県及び静岡県の陸岸から約二十海里以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

三　通信の冒頭に冠する通信符号

イ　情報の提供（ロの場合を除く。）

(1)　日本語の場合　情報

(2)　英語の場合　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ

ロ　船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1)　日本語の場合　警告

(2)　英語の場合　ＷＡＲＮＩＮＧ

3　規則第二十三条の二第二項の規定によるセンターが行う情報の提供の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　方法　ＶＨＦ無線電話

二　通信の冒頭に冠する通信符号

イ　情報の提供（ロの場合を除く。）

(1)　日本語の場合　情報

(2)　英語の場合　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ

ロ　船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1)　日本語の場合　警告

(2)　英語の場合　ＷＡＲＮＩＮＧ

（勧告）

第五条　規則第二十三条の四の規定によるセンターが行う勧告の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　方法　ＶＨＦ無線電話又は電話

二　通信の冒頭に冠する通信符号

イ　日本語の場合　勧告

ロ　英語の場合　ＡＤＶＩＣＥ